

軽自動車税の減免申請について

軽自動車税の納税者で、一定の要件に該当する場合、軽自動車税の減免を受けることができます。

減免の対象となるのは、4月1日現在で次の要件のいずれかに該当する車両に限られます。所有者の名義を確認のうえ申請してください。

なお、減免の対象となるのは、1人1台となります。(自動車税の減免を受けている方は、重複して減免を受けることはできません。)

■要件

- ① 障がい者本人が所有する車両
- ② 障がい者と生計を一にする者が所有する車両で、障がい者の通学、通院等に常時使用されているもの

■申請期限

6月25日(月)

■持ち物

- ① 申請人(納税義務者)の印鑑
- ② 障害者手帳または戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ③ 運転免許証
- ④ 納税通知書
- ⑤ 通学、通院などに使用していることが確認できるもの



税金は納期内に納めましょう

■平成30年度町税納期のお知らせ

	町道民税 介護保険料	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	口座振替日
6月	1期 6/16～7/2		全期 6/16～7/2	1期 6/16～7/2	6/25(月)
7月		1期 7/16～7/31		2期 7/16～7/31	7/25(水)
8月	2期 8/16～8/31			3期 8/16～8/31	8/27(月)
9月		2期 9/16～10/1		4期 9/16～10/1	9/25(火)
10月	3期 10/16～10/31			5期 10/16～10/31	10/25(木)
11月		3期 11/16～11/30		6期 11/16～11/30	11/26(月)
12月	4期 12/1～12/20			7期 12/1～12/20	12/25(火)

※本年から12月の口座振替日は25日に変更します

■納付方法

町税を納付していただくには、金融機関や役場の窓口で納税通知書(納付書)を持参して納付していただく方法と、口座振替による方法があります。

口座振替は、忙しいために町税の納付がなかなかできない方にかわって、指定した金融機関の預貯金口座から町税を自動的に振替納税することができます。

納付のために現金を持ち歩く必要がなく、うっかり納期限までに納め忘れてしまうこともありませんので、たいへん便利で安全・確実な方法です。町税の納付にはぜひ口座振替をご利用ください。

■口座振替を利用できる金融機関

・帯広信用金庫 ・豊頃町農業協同組合 ・大津漁業協同組合 ・(株)ゆうちょ銀行

■納付が遅れると

町税を決められた納期限までに納付しないことを滞納といいます。

町税を滞納している方には、まず督促状によって納税を促しています。

滞納されますと、本来納めるべき税額のほかに、延滞金がかかります。

督促・催告にも応じず滞納状態が続く場合は、電話や自宅等への訪問により納税をお願いするほか、必要な場合には財産調査を行い、法律に基づいて財産の差押え等を執行することになります。

滞納処分で差押えとなった不動産・動産・債権などの差押財産は換価のための公売を行い、滞納となっている町税に充当します。納付についての相談も行っていますので、早めにご連絡をお願いします。

納税相談

事情により、納期限までに納められない場合は、住民課住民税係または資産税係までご相談ください。

納期限を超過して、納税相談もなく滞納となったままにされますと「差押え」等の滞納処分を受ける場合がありますので、お早めにご相談ください。

<平成29年度滞納処分(差押え)状況>

区分	国税還付金	預金	給与	不動産	生命保険	計
件数	6	-	2	-	-	8
金額	154,160円	-	135,068円	-	-	289,228円

<十勝市町村税滞納整理機構への引継ぎ>

平成29年度
引継件数

2件

十勝市町村税滞納整理機構とは、滞納整理専門の組織を設立・運営することにより、納税に応じない滞納者、あるいは滞納額が高額にまで累積している者を対象に、市町村に代わって財産の差押え・公売等の滞納整理を専門に行う組織です。

問合せ先 役場住民課住民税係・資産税係 ☎(574) 2213